

23琴情答申第3号
平成24年2月29日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査会
会長職務代理 山本 精一

答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町農政課

諮問日 平成24年1月10日（23琴農発第74号）

事件名 琴平町に送付した平成23年10月28日付けの請願書において指摘している「本件工事」に関する契約書、工事図面、仕様書、支出金調書、請求書、強度計算書、強度計算書に関する意見書、工事関係者と協議したことが分かる全ての文書、その他一切の文書の部分公開決定に関する件

第1 審査会の結論

琴平町農政課が、平成23年11月25日付けで本件請求に対し、部分公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年11月11日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「琴平町に送付した平成23年10月28日付けの請願書において指摘している「本件工事」に関する契約書、工事図面、仕様書、支出金調書、請求書、強度計算書、強度計算書に関する意見書、工事関係者と協議したことが分かる全ての文書、その他一切の文書」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成23年11月25日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年12月19日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1)本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2)本件「決定通知書」記載の「上記部分を公開しない理由」は、条例に規定する非公開事由に該当しない。
- (3)本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分事由が明示されていないので、条例第8条に違反し本件処分は無効である。

3 陳述の機会

条例第27条第1項の規定により、平成24年2月3日、異議申立人からの陳述の機会を設けた。

4 陳述の内容

異議申立人の当審査会に関する陳述の内容は、以下のとおりである。

- (1)琴平町農政課長は、本件請求に対し、請求のうち、「その他一切の文書」については、大量のメモが存在するため、「一切」ではなく、特定をしてくれないかとの要望をしてきたが、今回、公開された文書には、該当するような文書は無く、部分公開決定通知書には公開しない理由も明記されていないことから、協議のプロセスが分かるものを含めた全ての該当文書の公開を求める。
- (2)請求のうち、強度計算書、強度計算書に関する意見書については、文書不存在と

しているが、本件のような工事を実施しようとする場合、目標とする強度数値を示した文書及び工事完成後の実質強度計算書は存在すべき文書である。よって該当文書の公開を求める。

(3)請求のうち、工事関係者と協議したことが分かる全ての文書について、今回、公開された文書には該当するような文書は無く、部分公開決定通知書には公開しない理由も明記されていないことから、該当文書の公開を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

1 部分公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

本件請求に該当する行政文書のうち、

(1) 個人の住所、氏名については、公開することにより特定の個人が識別される得るため、条例第7条第2号に該当すると判断し非公開とした。

(2) 本件請求に係る工事以外の入札金額、見積書に添付された工事内訳書、見積明細書及び業者の口座番号については、公開することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり得るため、条例第7条第3号に該当すると判断し非公開とした。

又、「強度計算書、強度計算書に関する意見書」、「工事関係者と協議したことが分かる全ての文書」については該当する行政文書は不存在であり、異議申立人に対し「その他一切の文書」については、特定をほしいと依頼をしたのは、メモではなく工事関係写真であり、それらの写真は今回、全て公開しており、その他本件請求に該当する文書は不存在である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等

本件請求の行政文書は、平成19年度に施工された、いかり子用水路のバイパス水路工事（平成19年度 町単独水路新設工事（馬立地区））に関するものであり、該当する行政文書は、次のとおりである。

見積り入札案内、入札業者の見積書、見積書に添付された工事内訳書、見積明細書、積算書、提案図面、別工事に関する記載を含む入札表、契約書、工事図面、工事写真、支出関係書類、地元からの協議用地図、近接施工協議資料、要望書、同意書、地元との協議図面、賦課金減免関係書類、県費補助事業採択申請関係書類及び馬立地区排水路管理協定書

2 条例第7条第2号の該当性について

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものについて、条例第7条第2号では、特定の場合を除き非公開情報としている。「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。したがって、本件請求に該当する行政文書のうち、個人の住所、氏名については、非公開とすることが妥当である。

3 条例第7条第3号の該当性について

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報であって、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、条例第7条第3号では、非公開情報としている。「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいう。本件請求に該当する行政文書のうち、業者の口座番号、工事内訳書及び見積明細書については、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、非公開とすることが妥当である。

4 不存在とする行政文書について

異議申立人は、公開又は部分公開された文書とは別に、行政文書があるはずだと主張している。それに対し、実施機関は、条例第7条第3号の規定により非公開とした工事内訳書、見積明細書以外に該当文書は存在しないとしている。条例第26条第1項では、審査会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができ、同条第2項では、諮問実施機関は、審査会からの前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならないとしている。このことから、当審査会は実施機関に対し、申立人の主張する、本件請求に係る大量のメモ、協議のプロセスが分かる文書、工事施工前の目標とした強度数値を示した文書、工事完成後の強度計算書及び工事関係者と協議したことが分かる文書について提出するように求めたが、それらの文書は存在しないとの回答であった。当審査会としては、実施機関の回答を虚偽のものとは考えられないことから、条例第7条第3号の規定に該当し非公開することが妥当であると判断する工事内訳書、見積明細書及び公開又は部分公開された文書以外に本件請求に該当する文章は存在しないと判断する。

5 改善を求める事項

部分公開決定通知書において実施機関は、公開しないと決定した部分を「強度計算書、強度計算書に関する意見書、その他一切の文書の一部、工事要望書・同意書・管理協定書の個人印」とし、上記部分を公開しない理由を「強度計算書、強度計算書に関する意見書については文書不存在であり、支出金調書・請求書に記載の口座番号やその他一切の文書の一部（業者の積算書・別の工事に関するもの）については参加業者に不利益となるおそれがあるため。工事要望書・同意書・管理協定書の私印は個人等に関する情報で個人を特定するものであるため。（条例第7条第3号及び第2号の規定による）」と記述しているが、工事関係者と協議したことが分かる全ての文書が、公開しないと決定した部分に記述されておらず、上記部分を公開しない理由にも不存在である旨は記述されていない。

次に、公開請求書を受理した後、請求文書の補正を求めているが、条例第6条第2項では、補正を求める際に、実施機関は請求者に対し、補正の参考となる資料を提供し、容易に補正をすることができるよう努めなければならないとしており、補正を求めることができるのは、求められている行政文書が特定できない等の形式上の不備があるときであり、行政文書が大量になることをもって安易に補正を求めるべきではない。仮に、文書量が相当の期間をもっても写しを取ることが困難であるような膨大な量になる場合、その量や要する日数等を明確に請求人に説明するなど、理解を求め誤解のないように努めるべきであろう。

条例第22条第2項の規定では、審査会は調査審議のほか、条例の実施に関し実施機関に対し意見を述べるができるとしている。同規定に基づき、当審査会は部分公開決定通知書における、「公開しないと決定した部分」及び「上記部分を公開しない理由」の記述訂正と、不存在とする文書が存在しないことについての申立人に対する説明を求めるものである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 平成24年1月10日 | 諮問（23琴農発第74号）の受理 |
| (2) 同年2月 3日 | 審議 |